

令和6年度 地域課題解決活動支援事業（買物弱者支援対策） 募集要項

1 趣旨

大隅地域振興局管内（鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町及び肝付町。以下「大隅地域」という。）は，人口減少や少子高齢化等の影響により，居住地近辺での買物を満足にできない買物弱者の増加という地域課題を抱えています。

このような現状に対して，企業，団体，個人事業主等（以下「事業者」という。）が行う買物支援の取組を本事業で支援することにより，誰もが安心して暮らすことができる大隅地域を目指します。

2 応募できる者

事業者で，次の要件に該当することが必要です。なお，別記第3号様式による補助金の承認及び内示以後，次の要件を満たしていないことが判明した場合，補助金の承認及び内示や交付決定の取り消し，補助金返還命令等を行う場合があります。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 団体等にあつては，代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体

イ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体

ウ 暴力団

エ 役員等が，暴力団員等であると認められる法人等

オ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与している法人等

カ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員等を利用している法人等

キ 役員等が，暴力団又は暴力団員等に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している法人等

ク 役員等が，暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

ケ 役員等が，暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人等

コ 県税に未納がある者（団体等にあつては代表者）

- (5) 上記(4)のウからケまでに掲げる用語の意義は，以下に定めるところによります。

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

イ 暴力団員等

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。

ウ 法人等

法人その他の団体をいう。

エ 役員等

次に掲げる者をいう。

- (ア) 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるか問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- (イ) 法人格を有していない団体にあっては、代表者、理事、その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

3 対象となる事業（補助条件）

対象事業は、以下に示す要件に該当する事業とします。

- (1) 大隅地域振興局管内において実施する買物弱者に対する取組（継続事業においては、改善、改良や事業拡大等を図るもの）であること。

（例）

- ・ 配達、移動販売のルート開拓に要する経費
- ・ 配達、移動販売の試験運行に要する経費
- ・ 広報宣伝（PR）に要する経費（商品リスト等を記載したチラシ作成、配布等）

※ 補助対象の取組となるか疑義のある場合は、事前にお問い合わせください。

- (2) 一過性ではなく、継続的に行われる取組であることが見込まれるものであること。
- (3) 他の事業等から補助を同時に受けないこと（ただし、他の事業等で不採択となったものは対象として応募できる。）。

4 補助率・補助金額

補助率：補助対象経費の2分の1以内（千円未満切り捨て）

補助金額：1事業あたり 300千円以内

※ 事業実施に伴い収入がある場合は、予めその金額を収支予算書（応募書類 別紙2）に記載してください。補助対象経費は、これらの収入を除いた額（事業の実施主体が負担する額が対象）になります。

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和7年2月28日（金）までを対象とします。

6 対象となる経費

事業を実施するために直接必要となる経費です。

○補助対象経費

項目	内容
報酬	アルバイト賃金 等
需用費	消耗品費, 店舗・改修費, 燃料費, 印刷製本費, チラシ作成・配布費 等
役員費	通信運搬費（ハガキ切手等）, 手数料, 広告料, 保険料 等
使用料 賃借料	自動車借上料, 機械借上料 等
備品購入費	備品購入費（設置, 据え付け工事を含む）
委託料	委託料（販売サイト・アプリの作成, チラシ作成等）
その他	上記に掲げるもののほか, 大隅地域振興局長が必要と認める経費

※1 次のいずれかに該当する経費については、補助対象外とします。

- 領収書、明細書等が明らかでないもの
- 申請者に支出される人件費（経常的なアルバイト賃金含む）
- 事務所の賃貸料・光熱水費・車両の燃料費等、経常的な管理運営経費
- 汎用性の高い備品購入費（大隅地域振興局長が補助の趣旨に合致すると判断した場合を除く）

※2 他の事業と共通して支払を行う経費については、使用頻度や割合に応じて按分してください。

※3 事業の実施で作成するチラシ等の広報資料には、次の記載例を参考に当事業の補助金の助成を受けている旨を記載してください。

（記載例）

この事業は、鹿児島県地域振興推進事業〈地域課題解決活動支援事業（買物弱者支援対策）〉として鹿児島県大隅地域振興局から助成を受けています。

※4 備品を購入し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過する前に目的に反して使用し、譲渡等した場合は、耐用年数未経過部分の金額を返還していただくことになります。

※5 補助対象となるか疑義のある場合は事前にお問い合わせください。

7 事業の流れ

	申請者	県大隅地域振興局
申請	①事業の企画 ↓ ②応募書類提出 ↓ ⑤決定内示受理 ↓ ⑥補助金交付 ↓ 申請書類提出	③応募書類受理后、審査の実施 ↓ ④補助決定、決定内示送付 ↓ ⑦補助金交付申請書類受理 ↓ ⑧交付決定通知送付
事業実施	⑨交付決定受理后、事業実施 ← ※1 <u>事業実施中に事業内容の変更や金額の変更が生じる場合は必ず事前に連絡してください。</u>	
事業完了	↓ ⑩事業終了後、 実績報告書類提出	⑪実績報告書受理、内容確認 ↓ ⑫補助金交付確定通知送付
支払	⑬確定通知受領後、 請求書提出 ↓ ⑮補助金受領（口座振込） ←	⑭請求書受理、 支払（口座振替払）

8 スケジュール

項目	内容
応募期間	令和6年6月14日（金）～8月2日（金）17時まで
質問受付期限	令和6年7月19日（金）まで
質問回答	令和6年7月23日（火）までに行う。
審査選考	令和6年8月5日（月）～16日（金）
結果通知	令和6年8月16日（金）までに行う。
交付申請 交付決定	結果通知日以降
事業実施	補助金の交付決定日から令和7年2月28日（金）まで
実績報告	事業終了後20日、もしくは令和7年2月28日（金）のいずれか早い日まで に実績報告書類提出
完了検査	県大隅地域振興局による完了検査実施
交付確定	完了検査の結果合格であれば、補助金交付確定通知を行う。
請求	補助金交付確定通知受領後、県大隅地域振興局に補助金の請求を行う。
補助金受領	請求書受理後、県大隅地域振興局は補助金を支払う。

9 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和6年6月14日（金）～8月2日（金）

応募書類の提出（※令和6年8月2日（金）17時必着）

(2) 応募方法

次の応募書類を応募先まで、郵送、E-mail 又は持参により提出してください。

※ 令和6年8月2日（金）の17時を過ぎて提出された書類は受け付けできません。

(3) 応募書類

ア 地域課題解決活動支援事業（買物弱者支援対策）企画書（別記第1号様式）

イ 事業企画書（別紙1）

ウ 収支予算書（別紙2）

エ 事業の実施体制（別紙3）

オ 事業実施主体の概要（別紙4）

カ 誓約書（別記第2号様式）

キ 「県税に未納がないこと」を証明する納税証明書（応募日以前3か月以内）

ク 添付書類（A4版とし、既存資料で可）

(ア) 実施主体の概要がわかる資料（定款・規約・役員名簿等）

(イ) 実施する事業の内容を理解するために参考となる資料

※ アからカまでの様式は、県のホームページ（ホーム>地域振興局・支庁>大隅地域振興局>買物支援事業者様を支援致します！）に掲載していますので御利用ください。

なお、提出していただいた書類は返却いたしませんので御了承ください。

10 審査・選考方法

補助金の交付対象団体は、応募書類の書類審査（応募要件や必要書類の確認等）で選考・決定いたします。

11 審査・選考のポイント

審査における主なポイントは次のとおりです。

(1) 事業の妥当性

事業者が自主的に取り組み、買物弱者を支援するための事業となっているか。

(2) 事業の継続性

当該事業が一過性の取組ではなく、事業者が事業終了後も事業成果を生かして継続して活動や事業を行うことが見込めるか。

(3) 事業の効果

期待できる事業の効果について、実施する事業の成果等を具体的に数値化して効果を測定できているか。

（例）

・事業者が実施する買物弱者支援について、利用者が●●人、実施地域が●●集落。次年度以降も継続して実施し、事業範囲を更に拡大していく。

(4) その他評価のポイント

・複数の課題に同時に取り組む事業

- (例) 買物弱者支援×空き店舗の利活用×高齢者支援＝移動販売の駐車場所を空き店舗に設定し、利用者（高齢者が多い）のサロンとしても活用できるようにしている事業
- ・ 新規性の要素を追加している事業
今年度から新規に取り組む事業、もしくは過去に実施している事業で、将来の発展を見据えて本事業を活用した新規要素を加えているもの
 - ・ 事業の参画者（顧客含む）が多い事業
事業の実施に際して、地域住民の参画や、広報を広く行うことによる顧客数が多いか。

12 選考結果と補助金の交付

(1) 選考結果

選考結果は、応募いただいた全ての応募者に対して、別記第3号様式または第4号様式により通知します。

(2) 補助金の交付申請

補助対象に選定された際は、以下のア～ウの書類を提出していただき、それに基づき、補助金の交付決定を行います。各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

ア 交付申請書

イ 事業計画書

ウ 収支予算書

エ 口座振込申出書及び通帳の写し

(3) 補助金の交付

補助金は、申請者からの実績報告等を受けて交付いたします。

13 事業内容または事業費の変更

補助金交付申請書類を提出後、事業内容や事業費に変更が生じる可能性がある場合は、軽微なものであっても必ず事前に連絡をしてください。

14 実績報告

対象となる事業が完了した日から起算して（完了日を含めて）20日又は令和7年2月28日（金）のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

なお、各種様式は選考結果の通知と併せて送付します。

(1) 実績報告書

(2) 事業実績書

(3) 収支決算書

(4) 対象経費の支出を証する帳簿等（領収書等）の写し

(5) 事業実施に関連する写真、チラシ・ポスターなどの資料等

※ 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後3年間は、毎年度5月末日までに、前年度における事業成果の状況等についてのアンケートを提出すること。

15 応募先・問い合わせ先

鹿児島県大隅地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係

〒893-0011 鹿屋市打馬2丁目16-6

電話：0994-52-2087 梅木

E-mail：oosumi-soumuchiiki@pref.kagoshima.lg.jp